

## 宅地建物取引主任者の資格登録手続について

下記必要書類を揃えて窓口にお越しください。

申請者本人がお越しただけない場合、代理人申請も可能です（備考5にご注意ください）。また、県外在住者等、来庁が困難な方はご相談ください。

提出窓口 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁4階  
 県土整備部建築開発室宅建業・建築士グループ  
 電話：059-224-2708 FAX：059-224-3147  
 E-mail：[kenchiku@pref.mie.jp](mailto:kenchiku@pref.mie.jp)

提出書類	注意事項その他
登録申請書 (宅地建物取引業法施行規則様式第五号)	ア．押印は認印でかまいません。 イ．顔写真（1枚）を貼付してください。 申請前6カ月以内に撮影した無帽・無背景の縦3cm横2.4cmのカラー写真 ウ．登録申請手数料37,000円（H22.4.1現在） 三重県収入証紙を金融機関等の証紙売りさばき所でご購入ください
誓約書 (様式第六号)	宅地建物取引業法第18条第1項第4号から第8号までに該当しないことを誓約する書面です。
住民票抄本	<u>住基ネットの利用により原則として不要です。</u> 外国人の方は、「登録原票記載事項証明書（旧外国人登録済証明書）」を提出してください。本名、通称名のどちらでも登録できます。
身分証明書	本籍地の市区町村で発行されます。発行日から3ヶ月以内のものがが必要です。 なお、外国人の方は、身分証明書と同じ内容を自分自身で誓約した書面が必要です。
登記されていないことの証明書	東京法務局及び地方法務局で発行されます。三重県内では、津地方法務局が該当します。（郵送での交付申請は東京法務局のみの扱いとなります。） 発行日から3カ月以内のものがが必要です。 なお、詳細については、下記にお尋ねください。 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 東京法務局民事行政部後見登録課 九段第2合同庁舎（7階） 電話：03-5213-1234
試験合格証書	コピーを提出してください。
登録実務講習修了証 又は 実務経験証明書 (様式第五号の二)	国土交通大臣の登録を受けた登録実務講習実施機関の発行する修了証です。 なお、登録実務講習の詳細については、各実施機関にお問い合わせください。 申請前10年以内に2年以上の実務経験が必要です。宅地建物取引業者の証明印は、「免許申請書」等に押印したものと同一印にしてください。 注．実務経験の有無を確認するために勤務状態を客観的に把握できる書類を提出していただく場合があります。
従業者証明書	コピーを提出してください。

- 備考
- 1 登録が終わるまで20日間程度必要です。終わりましたらハガキにて通知します。
  - 2 主任者証の必要な方には、試験合格後1年以内であれば資格登録申請時又は通知時に必要書類をお渡しします（主任者証の交付には、別途、写真2枚、4,500円分の三重県収入証紙が必要になります。）。試験合格後1年を越えている場合には、（社）三重県宅地建物取引業協会（電話：059-227-5018）へ主任者証の交付及び法定講習受講の申込をしてください。
  - 3 合格証書・実務講習修了証明書の氏名に変更があった場合は、戸籍抄本が必要です。
  - 4 未成年者が登録しようとするときは、婚姻を証する書面又は法定代理人の同意を証する書面等が必要です。
  - 5 代理人申請の場合は、委任状等、代理であることを証する書面（代理人の氏名、住所、連絡先等を記載したもの）も提出してください。様式は問いません。

